

平成 27 年度 普及啓発活動の実施について

- 平成 28 年 4 月の障害者差別解消法施行に向けて、障がい理由とする差別の解消に向けた普及啓発を強力に進める。

<普及啓発の必要>

①障害者差別解消法に基づき進める必要

第 15 条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

②県民の理解度を上げる必要

- ・平成 26 年度に実施した「県政モニターアンケート調査」の結果、障害者権利条約を「知らない」と回答した人は全体の 75.7%、障害者差別解消法を「知らない」と回答した人は全体の 79.2%という結果であり、県民の認知度が低い。

27 年度に実施予定の普及啓発活動

①県下 5 圏域での街頭啓発の実施

- ・県民を対象に、不特定多数の人が集まる駅やショッピングセンターなどで街頭啓発活動を実施（県下 5 圏域）。啓発物品の作成・配布。
- ※12 月 3 日～9 日の「障害者週間」を中心に実施

②県職員による出前講座の実施

- ・県民からの要請に応じて、県職員が地域へ出向いて講座を実施
- ※県ホームページ上で募集している県職員出前トークに登録
- ・民生委員等研修会で障がい者差別解消について研修

③啓発パンフレットの作成

- ・障がいを理由とする差別解消に加え、障がいそのものに対する理解を深めるための啓発パンフレットを作成。関係団体、行政機関等へ配布。研修会、出前講座等に活用。

27 年度の実施状況や、障がい者団体等の意見を踏まえ、平成 28 年度以降もさらに普及啓発活動を強化